

○うるま市保健相談センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年4月1日

規則第100号

改正 平成19年 3月30日規則第51号

平成20年 3月 3日規則第 6号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市保健相談センターの設置及び管理に関する条例(平成17年うるま市条例第100号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の開室時間)

第2条 うるま市保健相談センター(以下「保健センター」という。)の施設開室時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(施設の休室日)

第3条 保健センターの施設休室日は、次の各号のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休室日を設けることができる。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(3) 6月23日(慰霊の日)

2 前項の休室日は、市長が特に必要と認めたときは、変更又は開室することができる。

(利用者の範囲)

第4条 条例第4条第1項第2号の規定により市長が特に認めた者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 国、地方公共団体又は公共的団体等の長

(2) 本市にある団体等の長又は本市に勤務先を有する者

(利用許可の申請)

第5条 条例第4条第2項の規定により、保健センターを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、うるま市保健相談センター利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の前々月から受け付けるものとする。

ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(利用許可書の交付)

第6条 市長は、保健センターの利用許可を認めるときは、うるま市保健相談センター利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(用語の定義)

第7条 利用者の利用時間とは、実際に利用する時間のほか、その準備又は後片付け(清掃等)に要する時間を含むものとする。

2 備品の使用料1回につきとは、1日当たりの利用時間をいう。

(利用時間の延長)

第8条 利用者は、利用を開始した後において、原則として利用時間を延長することができない。ただし、やむ得ない事由により利用時間を延長する場合は、管理責任者の承認を得て、許可に代えることができる。

2 前項の利用時間を延長した利用者は、速やかに超過使用料を納付しなければならない。

(利用取消しの申出)

第9条 保健センターの利用許可を受けた者がその利用の取消しをする場合は、うるま市保健相談センター利用取消申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(使用料の前納)

第10条 条例第8条第1項の規定に基づく使用料は、申請者が指定金融機関に払い込まなければならない。

(使用料の減免)

第11条 条例第8条第2項の規定に基づき、使用料の減免を受けようとする者は、うるま市保健相談センター使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第8条第2項の規定により、使用料を減額又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催又は共催のため利用する場合 全額免除
- (2) 市の業務のため利用する場合 全額免除
- (3) 健康づくり又は保健に関する事業等のため利用する場合 全額免除
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する市内の学校が教育目的のため利用する場合 全額免除
- (5) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する団体で、本市に所在する社会教育関係団体が社会教育に関する事業を主たる目的として利用する場合 5割減額
- (6) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条の規定に基づく、市内の社会福祉事業を営む

者が、当該事業目的のために利用する場合 5割減額

- (7) リハーサル等のために利用する場合 5割減額
- (8) 国、地方公共団体その他公共的団体が利用する場合 3割減額
- (9) 市長が特に認める公共的団体が利用する場合 3割減額

(使用料の還付申請)

第12条 条例第9条ただし書に該当する者で、既に納付した使用料の還付を受けようとする者は、うるま市保健相談センター使用料還付申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 条例第9条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変又は利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき 納付使用料の全額
- (2) 条例第6条第1項第3号の規定により、利用許可の取消しが行われたとき 納付使用料の全額
- (3) 利用予定日の7日前までに、利用の取消しを申請したとき 納付使用料の全額
(特別の設備及び造作)

第13条 利用者は、保健センターに特別の設備又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第14条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた以外の施設又は設備を使用しないこと。
- (2) 建物その他物件を汚損しないこと。
- (3) 指定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 禁煙と指定された室では喫煙しないこと。
- (5) 許可なく看板類等又は貼紙、クギ打ち等をしないこと。
- (6) 施設内での物品等の販売又は金品等の寄附募集の行為をしてはならない。
- (7) 利用後は直ちに清掃又は整理整頓を行い原状に回復したときは、施設管理委託責任者に点検を求め、その指示に従うこと。
- (8) その他施設の管理運営上必要な事項については、職員又は施設管理委託責任者の指示に従うこと。

(施設管理委託業者等の指定)

第15条 市長は、健全な施設管理を行うため、施設管理委託業者等を指定することができる。

(備品の持出し禁止)

第16条 保健センターの備品又は附属品等は、保健センター以外持ち出してはならない。

ただし、保健事業に関する場合は、この限りでない。

(補則)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の具志川市保健相談センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成7年具志川市規則第16号)、石川市保健相談センター設置及び管理条例施行規則(平成5年石川市規則第27号)又は勝連町保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成11年勝連町規則第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日規則第51号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月3日規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

施設の種別	施設の利用時間
集団検診室兼研修室	午前9時から午後10時まで
機能訓練室	午前9時から午後10時まで
操作講義室及び和室	午前9時から午後10時まで
調理実習室	午前9時から午後5時まで

様式第1号(第5条関係)

うるま市保健相談センター利用許可申請書											
年　月　日											
うるま市長様											
団体名											
申請者　住 所											
氏 名											
電 話											
うるま市保健相談センターを利用したいので、許可くださるよう申請します。											
利 用 責 任 者	住 所										
	氏 名					電 話					
利 用 目 的 (行事の名称 及び内容)						参 加 者	人				
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 集団検診室兼研修室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室										
	<input type="checkbox"/> 調理実習室 <input type="checkbox"/> 操体講義室 <input type="checkbox"/> 和室										
附 属 施 設	<input type="checkbox"/> 冷房	<input type="checkbox"/> 電 灯	<input type="checkbox"/> 舞 台	<input type="checkbox"/> 放 送 施 設							
利 用 時 間	年　月　日(　曜日)			時　分～	時　分迄						
	年　月　日(　曜日)			時　分～	時　分迄						
使 用 料	円 使用備品				<input type="checkbox"/> 長机　脚	<input type="checkbox"/> 腰掛　脚					
					<input type="checkbox"/> 調理台　台	<input type="checkbox"/>					
※ 決 定 欄	上記の申請について、決定してよいでしょうか。										
	市 長	副市長	部 長	課 長	係 長	係	受 付	受 理	年 月 日		
								決 定	年 月 日		
								完 結	年 月 日		
(1) 承認する (2) 承認しない							却下理由				

様式第2号(第6条関係)

うるま市保健相談センター利用許可書					
年　月　日					
様					
うるま市長　印					
うるま市保健相談センター施設の使用を下記のとおり許可します。					
利用責任者 氏名	住 所				
			電 話		
利用目的 (行事の名称 及び内容)			参加者	人	
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 集団検診室兼研修室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室				
	<input type="checkbox"/> 調理実習室 <input type="checkbox"/> 操体講義室 <input type="checkbox"/> 和室				
附 属 施 設	<input type="checkbox"/> 冷房	<input type="checkbox"/> 電灯	<input type="checkbox"/> 舞台	<input type="checkbox"/> 放送施設	
	年　月　日(　曜日)	時　分	～	時　分	
利 用 時 間	年　月　日(　曜日)	時　分	～	時　分	
	<input type="checkbox"/> 長机	<input type="checkbox"/> 脚	<input type="checkbox"/> 腰掛	<input type="checkbox"/> 脚	<input type="checkbox"/> 調理台
利 用 備 品	使 用 料	減 免 額	合 計		
	円	円	円		
使 用 料	1 うるま市保健相談センターの設置及び管理に関する条例及び条例施行規則を遵守すること				
	2				
許 可 条 件					

様式第3号(第9条関係)

うるま市保健相談センター利用取消申請書											
年　月　日											
うるま市長 様											
団体名											
申請者 住 所											
氏 名											
電 話											
うるま市保健相談センターの利用取消しを申請します。											
利 用 目 的											
許 可 年 月 日		年　月　日 許可									
利 用 期 間		年　月　日から　年　月　日まで									
取 消 し の 理 由											
※ 決 定 欄	上記の申請について、決定してよいでしょうか。										
	市 長	副市長	部 長	課 長	係 長	係	受 付	受 理	年 月 日		
								決 定	年 月 日		
								完 結	年 月 日		
(① 承認する ② 承認しない)							却下理由				

様式第4号(第11条関係)

うるま市保健相談センター使用料減免申請書

年 月 日

うるま市長 様

団体名

申請者 住 所

氏 名

電 話

うるま市保健相談センターの使用料を減免(全額免除、5割減額、3割減額)してくださる
よう申請します。

利 用 目 的			参 加 者	人					
減 免 の 理 由									
使 用 料	円	条例第8条第1項の規定に基づく							
減 免 額	円	規則第11条第2項第一号の規定に基づく							
審 決 定 案	上記の申請について、決定してよいでしょうか。								
	市 長	副市長	部 長	課 長	係 長	係	受 付	受 理	年 月 日
								決 定	年 月 日
							完 結	年 月 日	
(① 承認する ② ¹ 承認しない)						却下理由			

様式第5号(第12条関係)

うるま市保健相談センター使用料還付申請書									
年　月　日									
うるま市長 様									
団体名									
申請者 住 所									
氏 名									
電 話									
うるま市保健相談センターの使用料について、下記のとおり還付してくださるよう申請します。									
還付申請額	円			規則第12条第2項第　号の規定に基づく					
既納使用料	円			既納年月日	年　月　日				
利 用 期 間	年　月　日から　年　月　日まで								
還付申請の理 由									
※ 決 定 欄	上記の申請について、決定してまいりましょうか。								
	市 長	副市長	部 長	課 長	係 長	係	受 付	受 理	年 月 日
								決 定	年 月 日
								完 結	年 月 日
① 承認する ② 承認しない						却下理由			

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第11条関係)

様式第5号(第12条関係)